

一般財団法人群馬地域文化振興会定款

(制 定 平成 24 年 4 月 1 日)

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人群馬地域文化振興会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を群馬県前橋市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、群馬県の地域文化振興に多くの功績を残された先人の偉業を継承し、その充実発展を期するとともに地域文化の研究の奨励・助成及び普及等により、文化の振興を目的とする事業を行い本県における地域文化の振興と発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の歴史を中心とした文化に関する研究又は業績が顕著な個人及び団体に対する表彰
- (2) 地域文化の研究・啓蒙に関する出版物の刊行
- (3) 上野国郡村誌等の頒布・普及に関する業務の受託
- (4) その他文化の振興に関すること。

2 前項各号に規定する事業を行う活動区域は、群馬県内とする。

(公 告)

第 5 条 本会の公告は、主たる事務所の、公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 3 章 資 産 及 び 会 計

(事業計画及び収支予算)

第 6 条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 7 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(事業年度)

第 8 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 4 章 評 議 員 及 び 評 議 員 会

第 1 節 評 議 員

(評議員)

第9条 本会に、評議員5名以上20名以内を置く。

(選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

(任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された評議員の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

(報酬等)

第12条 評議員の報酬は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第2節 評議員会

(権限)

第13条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 定時評議員会は毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は必要に応じ開催する。

(招集権者)

第15条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長に事故あるときは、副会長が招集する。

(招集の通知)

第16条 会長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選定する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議については、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第19条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した評議

員及び理事各1名及び議長は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

第5章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員)

第22条 本会に、次の役員を置く。

理事 5名以上20名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を会長とし、1名を常務理事とする。また、4名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって、「一般法人法」上の代表理事とし、常務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会において理事の中から選定する。
- 3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、本会の業務の執行を決定する。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、常務理事は本会の業務を執行する。
- 4 会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(解任)

第27条 役員が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行われなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第28条 理事及び監事の報酬、その他職務の執行の対価として本会から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

(取引の制限)

第29条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
- (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第30条 本会は、理事及び監事の「一般法人法」第198条において準用する同法第111条第

1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第2節 理事会

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれを招集する。

- 2 会長に事故があるときは、副会長が招集する。
- 3 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故あるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長、出席した代表理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第38条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 会員、顧問及び参与

(会員)

第39条 本会に次の会員をおくことができる。

- (1) 個人又は団体会員
本会の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。
- (2) 賛助会員
本会の趣旨に賛同し、賛助会費を負担する個人及び法人又は団体

(会費)

第40条 会員は、別に定める会費を納入するものとする。

- 2 既納の会費は、これを返還しない。

(入会、退会)

第41条 会員の入会及び退会については、別に定める手続によるものとする。

(顧問及び参与)

第42条 この法人に顧問及び参与をおくことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、この法人の業務に関し会長の諮問に応じる。

第7章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(合併等)

第44条 本会は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の「一般法人法」上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第45条 本会は、資産の滅失による本会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第46条 本会が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は、剰余金、残余財産の分配を行わない。

第8章 事務局

(設置等)

第47条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 常務理事を事務局長とし、所用の職員は会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局員の任命)

第48条 事務局職員のうち所用の職員は会長が任命し、理事会に報告するものとする。

(事務局員の給与)

第49条 事務局員の給与は、予算の範囲内で会長が決めるものとする。

(備置け帳簿及び書類)

第50条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 評議員、理事及び監事の名簿

(3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類

(5) 財務諸表（正味財産増減計算書）

(6) 貸借対照表

(7) 財産目録

(8) 事業計画書及び会計収支予算書

(9) 事業報告書及び会計収支計算書並びに監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

第9章 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）

第121条の規定において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条の規定において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定に関わらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本会の最初の代表理事は横山巖、業務執行理事は山本世紀とする。